

公共投資法 (Law on Public Investment Law, No.49/2014/QH13)におけるプロジェクト分類

国家重要案件 (第7条)	1	10兆ドン以上の政府予算を使用する案件
	2	下記の通り、相当な影響を環境に及ぼす可能性のある案件 a) 原子力発電所 b)
		下記の地区における案件で土地の使用目的を変更する必要がある案件；国立公園、自然保護区、景観保護区、科学研究・実験目的で使用される50ha以上の森林地区、50ha以上の流域保護林、500ha以上の保護林で環境保護に供するとともに防風、防砂、防波、海岸浸食防止に供する森林地区、1000ha以上の生産林
	3	500ha以上の土地で2種類以上の作物の水稲を行っている区画の都市使用目的を変更する案件
	4	山間部で20,000人、その他の地域で50,000人以上の住民移転が発生する案件
5	国会承認が必要な特別な規則や政策の適用が必要な案件	
Group A 案件 (第8条) ※第7条に記載される案件を除く	1	a 特別な国家遺産のある地区に位置する案件
		b 国防及び国家安全法により国防及び国家安全上極めて重要な地区に位置する案件
		c 国防及び国家安全の案件で国家機密を含む案件
		d 有害物や爆発物を製造する案件
		d d 工業団地或いは輸出加工区のインフラ案件
	2	a 橋、海港、河川港、空港、鉄道、国道を含む交通案件
		b 発電案件
		c 石油ガス採掘案件
		d 化学、肥料、セメント案件
		d d 機械エンジニアリング及び冶金
		e 鉱物採掘及び加工
		g 住宅建設
	3	a 交通案件で上記2. aを除く案件
		b 灌漑案件
		c 上水、排水及び技術インフラ施設案件
		d 電気エンジニアリング案件
		d d 情報通信及び音声機器製造案件
		e 薬化学案件
		g 原材料製造案件で上記2. dを除く案件
	h 機械建設施設案件で上記2. ddを除く案件	
i 郵便及び電気通信案件		
4	a 農業、林業、水産業	
	b 国立公園及び自然保護	
	c 新都市区の技術インフラ	
	d 工業案件で、本条項の1、2、3、にある工業案件を除く案件	
5	a 保健医療、文化、教育	
	b 科学研究、情報科学、無線通信、テレビ放映	
	c 倉庫	
	d 観光、体育、スポーツ	
	d d 土木工事のうち、上記2. gの住宅建設を除く案件	
Group B 案件 (第9条)	1	上記第8条2項のセクターの案件で総投下資本VND1,200億ドン以上2.3兆ドン未満の案件
	2	上記第8条3項のセクターの案件で総投下資本VND800億ドン以上1.5兆ドン未満の案件
	3	上記第8条4項のセクターの案件で総投下資本VND600億ドン以上1兆ドン未満の案件
	4	上記第8条5項のセクターの案件で総投下資本VND450億ドン以上8,000億ドン未満の案件
Group C 案件 (第10条)	1	上記第8条2項のセクターの案件で総投下資本VND1,200億ドン未満の案件
	2	上記第8条3項のセクターの案件で総投下資本VND800億ドン未満の案件
	3	上記第8条4項のセクターの案件で総投下資本VND600億ドン未満の案件
	4	上記第8条5項のセクターの案件で総投下資本VND450億ドン未満の案件